

投票日: 5月17日(日)

投票時間: 午前7時～午後8時

投票できる人

- 当該区の住民基本台帳に記載されている日本国民の方で
*平成7年4月13日までに生まれた方で *平成27年1月2日までに大阪市に転入しその届け出をされた方
- すでに大阪市内の選挙人名簿に登録されている方が市内間で住所を異動された場合
*平成27年4月13日までに転入届け出をされた方は新住所地で
*平成27年4月14日以降に転入届け出をされた方は旧住所地で ☐ それぞれ投票できます。

投票の方法

特別区設置協定書に賛成の場合は「賛成」と、特別区設置協定書に反対の場合は「反対」と記入してください。
「賛成」「反対」は「ひらがな」または「カタカナ」で記入しても有効です。他のことを記入すると無効になります。

特別区設置協定書に賛成の場合

平成27年5月17日執行
大阪市における
特別区の設置についての投票

(注) 一 特別区の設置について賛成の人は賛成と書き、
反対の人は反対と書くこと。
二 他のごときは書かないこと。

賛成

特別区設置協定書に反対の場合

平成27年5月17日執行
大阪市における
特別区の設置についての投票

(注) 一 特別区の設置について賛成の人は賛成と書き、
反対の人は反対と書くこと。
二 他のごときは書かないこと。

反対

賛否の決定

今回の住民投票は投票者数にかかわらず成立し、賛成の票数が有効投票(賛成票と反対票を合計した総数)の半数を超える場合は、特別区設置協定書にもとづき大阪市が廃止され特別区が設置されます。反対の票数が有効投票の半数以上の場合は、特別区は設置されません。

協定書の閲覧

- 特別区設置協定書は、次の場所で平日の午前9時から午後5時30分までの間、閲覧ができます。
 - ・行政委員会事務局選挙部事務室(大阪市役所地下1階)
 - ・各区選挙管理委員会(具体的な場所は各区役所にお問い合わせください。)
- 期日前投票期間は期日前投票所で、投票日当日は各投票所で閲覧ができます。

期日前投票・不在者投票

投票日に仕事やレジャーなどの予定がある方は、選挙人名簿登録地の区役所等で期日前投票ができます。なお出張等の都合により選挙人名簿登録地の区役所等での期日前投票ができない方は滞在先の市区町村選挙管理委員会で、不在者投票の施設として指定された病院等の施設に入院・入所されている方はその施設で、それぞれ不在者投票ができます。また身体に一定の重度の障がい等のある方は、郵便等による不在者投票ができますので、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けてください。くわしいことは最寄りの選挙管理委員会へお問い合わせください。

期日前投票・不在者投票期間・・・4月28日～5月16日 毎日8:30～20:00

※一部時間帯が異なる投票所があります。

点字投票・代理投票

視覚に障がいのある方は、点字で投票することができます。また、ご自身で用紙への記入が困難な場合は、代理投票ができます。各投票所でお気軽にお申し出ください。